17 島根県立大学研究生規程

平成19年4月1日 島根県立大学規程第48号

(目的)

第1条 この規程は、島根県立大学学則(以下「学則」という。)第45条に規定する研究生に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 研究生として入学することができる者は、大学院学則第7条第1項に規定する者とする。

(在学期間)

(入学資格)

第3条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別な事情があるときは、その期間を延長することができる。

(入学志願)

- **第4条** 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて、 所定の期間内に学長に提出しなければならない。
 - (1) 研究生入学願書
 - (2) 本学所定の履歴書
 - (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
 - (4) 在職中の者にあっては、所属長の承諾書 (選考)
- 第5条 研究生の選考は、前条の規定により提出された書類に基づいて、教授会が行う。 (入学手続及び入学許可)
- **第6条** 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期間内に本学の指定する書類を学長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の手続きを行った者について入学を許可するものとする。 (指導教員)
- 第7条 学長は、入学を許可した研究生について、指導教員を定めるものとする。 (研究成果の報告)
- 第8条 研究生は、研究期間を終了したときは、指導教員を通じて学長に研究成果報告書を提出しなければならない。
- 2 前項の規定により報告書が提出された研究については、本人の請求により研究修了証明書を交付することができる。

(その他)

第9条 この規程及びこの規程に基づき別に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、学則の規定を準用する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。